

件名	保安規定対象記録の未保存について
通報日	2022年 2月14日
概要	<p>2022年2月10日、社内管理文書の確認において、保安規定で保存期間を5年と定めている2017年度分の力量評価記録が、一部のグループにおいて保存されていないことが判りました。2017年度の力量評価記録を踏まえて作成される2018年度の教育訓練計画は作成・保存されていることから、2017年度の力量評価記録は作成済みであったものと考えております。</p> <p>(2月15日公表済み)</p> <p>https://www.tepco.co.jp/niigata_hq/data/press/pdf/2021/2022021501p.pdf</p>